

農業資材審議会

飼料分科会飼料安全部会
家畜・養魚用飼料小委員会

農林水産省消費・安全局
農業資材審議会飼料分科会飼料安全部会
家畜・養魚用飼料小委員会

令和7年3月14日（金）

10：00～10：56

農林水産省会議室（Web併催）

議 事 次 第

1 開 会

2 議 事

（1）飼料中の農薬（シフルトリン）の規格の改正について

（2）飼料中の農薬（フェニトロチオン）の規格の改正について

3 閉 会

午前10時00分開会

○事務局 それでは、お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから農業資材審議会飼料分科会飼料安全部会家畜・養魚用飼料小委員会を開会いたします。

ウェブ参加の委員の皆様におかれましては、ビデオをオンにさせていただきますようお願いいたします。

まず初めに、開催に当たり連絡が2点ございます。

1点目ですが、会議中の意思表示の方法についてです。本日はウェブ併催とさせていただいております。会議中、委員Aから「御質問はないでしょうか」と伺う場面がございます。御発言がある際は、会場で御参加の方は挙手を頂き、ウェブで御参加の方は映像カメラに向かって挙手、又は、画面上部にあります手を挙げるボタンをクリックしていただくことで挙手といたします。

委員Aから指名がありましたら、マイクをオンにして御発言ください。御発言の後はマイクをオフにするとともに、ウェブで御参加の方は挙手ボタンをもう一度押し、手を下ろしていただきますようお願いいたします。もし御意見のない場合は、挙手をせずにそのままマイクをオフをお願いいたします。

2点目ですが、本小委員会の議事録の扱いについてです。令和4年3月22日付けで決定しました、「農業資材審議会飼料分科会飼料安全部会家畜・養魚用飼料小委員会議事録の取扱いについて」に基づきまして、本小委員会の議事録を公開いたします。

それでは、議事に入ります前に、畜水産安全管理課飼料安全・薬事室長より御挨拶申し上げます。

○畜水産安全管理課飼料安全・薬事室長 本日は大変お忙しい中、小委員会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。また、日頃から飼料安全行政に御指導、御支援を賜りまして、この場をお借りし厚く御礼申し上げます。

前回御審議いただきましたパラコートやデルタメトリン及びトラロメトリンにつきましては、飼料分科会に報告すべく準備を行っており、その後、パブリックコメント等の手続を行う予定としております。

本日の小委員会では、飼料中の農薬の規格の改正として、シフルトリン及びフェニトロチオンについて御審議いただきたいと思います。

委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見、御指導を頂けますと幸いです。

以上、簡単ではございますが、冒頭の挨拶に代えさせていただきます。本日もどうぞよろしく願いいたします。

○事務局 それでは、ここからの議事の進行は委員Aをお願いいたします。

○委員A それでは、まず事務局から委員の出席状況、委員の利益相反の該当の有無について報告してください。

○事務局 委員の出席状況の報告をさせていただきます。

本日は13名中9名の委員に御出席いただいております。

また、利益相反については、事前に確認させていただいたところ、本日の議事に関して該当者となる方はいらっしゃいませんでした。

○委員A 続きまして、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○事務局 委員の皆様は事前に送付いたしましたとおり、資料が1、2、3とございます。会議室にお越しの委員の皆様はタブレットを御覧ください。もし不足等がございましたら事務局にお知らせいただければ、速やかに送付いたします。

○委員A それでは、議事に入りまして、議事の1、飼料中の農薬（シフルトリン）の成分規格の改正について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 本日はどうぞよろしくお願いいたします。

私からは、飼料中の農薬（シフルトリン）の成分規格の改正について御説明いたします。資料を共有いたしますので、少々お待ちください。

資料の方、共有できていますでしょうか。ありがとうございます。

資料は、資料番号2の評価書でございます。

まずは資料に沿ったこちらのスライドで概要を説明させていただき、その後、頂いたコメントに回答させていただきます。

飼料中の残留農薬については、食品衛生法でポジティブリスト制度が始まったときに、過去に調査した結果、輸入飼料原料から検出した事例がある農薬、畜産物への残留性が高い農薬を選定し、平成18年5月に飼料安全法において基準値を暫定的に定めたところでございます。

その後、食品安全委員会による食品健康影響評価の結果、飼料中の農薬の残留試験等の結果を踏まえて国際的な評価方法により順次見直しを行っています。シフルトリンの基準値についても暫定的なものとなっているため、今回、基準値の見直しについて御審議いただきたいと考えております。

まず、農薬シフルトリンの概要について説明させていただきます。評価書の1ページからとなります。

シフルトリンはピレスロイド系の殺虫剤です。作用機序は、末梢又は中枢神経の軸索に作用し、反復興奮による痙攣や麻痺を引き起こすことにより殺虫効果を示すと考えられています。

シフルトリンは国内及び米国等の海外で登録されています。

基準値については、先ほど御説明したとおり、平成18年5月に暫定的に設定しており、今回、農薬抄録やJMPRの評価書、食品安全委員会の食品健康影響評価結果に基づき、基準値の見直しを行いました。

次に、シフルトリンの国内外における残留基準についてです。こちらは、評価書3ページにございます表と同じものです。

ポジティブリスト制度導入時、穀類の国内基準値は、食品、飼料ともに同じ値でしたが、2022年に食品の基準値が改正されたことで食品の基準値は表のとおりとなっております。

こちらは代謝試験の結果をまとめたものとなります。評価書の4ページからとなります。まず、作物代謝試験について御説明いたします。

主要の残留物質はシフルトリンであり、10%TRR以上認められた代謝物はIV、V、VI、X IIIでした。

次に、家畜代謝試験についてです。

主要な残留物質はこちらもシフルトリンであり、可食部において10%TRR以上認められた代謝物はIV、V、VI及びVIIIでした。

続きまして、飼料中のシフルトリンの分析法についてです。評価書の11ページからとなります。

配合飼料や乾牧草等を対象としたピレスロイド系農薬のガスクロマトグラフによる系統分析法があります。

次に、規制対象物質、暴露評価対象物質についてです。評価書の13ページからとなります。

規制対象物質、つまり、飼料安全法において基準値の対象とする物質でございます。作物代謝試験の結果や先ほどの分析対象物質を踏まえた上で、規制対象物質はシフルトリン（各異性体の和）とすることが適当と考えられました。

また、暴露評価対象物質でございますが、家畜対象試験や上記の作物代謝試験より主な

残留物質はシフルトリン及び代謝物Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、ⅩⅢでした。ですが、代謝物Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、ⅩⅢについてはJMPRにおいて急性毒性及び遺伝毒性に関する試験が実施され、代謝物の急性毒性は親化合物よりも低く、遺伝毒性も認められなかったことから毒性学的懸念があるものとして特定されませんでした。そのため、暴露評価対象物質もシフルトリン（各異性体の和）とすることが適当と考えられました。

次に、作物残留試験の結果です。

こちらは穀類の作物残留試験の結果をまとめたものとなります。評価書の14ページになります。

それぞれの作物残留試験からOECD calculatorにより基準値を推定しています。とうもろこしは残留試験から推定される基準値は0.01 mg/kgでしたが、食品基準値は0.05 mg/kgと設定しており、食用のとうもろこしが飼料に転用されることがあることから見直し案は食品基準値と同じ0.05とすることといたしました。

小麦は残留試験から推定される基準値は0.2 mg/kgでしたので、見直し案も0.2 mg/kgとしました。

マイロは残留試験から推定される基準値は6 mg/kgでしたが、主要輸入先国の中で最も高い米国の基準値3.5 mg/kgに比べて高いものとなることから、見直し案は3.5 mg/kgとしました。

なお、Codex委員会で見直しが行われたり、新しいデータが得られたりした場合は基準値の見直しを検討したいと考えています。

大麦、ライ麦及びえん麦は小麦と農薬の使用方法は同じであったものの、残留試験は確認できませんでした。そのため、今回は基準値の見直しを行わず、必要な作物残留試験などのデータが提出された際には基準値の見直しを検討したいと考えています。

続きまして、牧草とそのほかの飼料作物残留試験についてです。評価書の18ページからとなります。

牧草は残留試験から推定される基準値は、アルファルファでは20 mg/kg、小麦茎葉では10 mg/kg、イネ科牧草では70 mg/kgでした。しかし、一番高く推定された70 mg/kgは主要輸入先国の中で最も高い米国の基準値50 mg/kgに比べて高いものとなることから、見直し案は50 mg/kgとしました。こちらもCodex委員会で見直しが行われたり、新たなデータが得られたりした際には基準値の見直しを検討したいと考えております。

また、シフルトリンは大豆、なたね、及びてんさいにも適用があることから、その作物

残留試験データを確認し、それぞれ推定されるSTMRを求めました。

次に、家畜残留試験の結果です。評価書の27ページからとなります。

こちらは乳牛にシフルトリンを給与した場合の畜産物中の最大残留濃度を示したのとなります。表のとおり、脂肪に僅かに残留が認められています。

次に、採卵鶏の試験になります。こちらでもシフルトリンを給与した場合の畜産物中の最大残留濃度を示したのとなります。こちらでも脂肪に僅かに残留が認められました。

次に、畜産物中の残留濃度の推定でございます。評価書の30ページとなります。

まず、飼料中の最大残留濃度を推定します。推定に用いる数値は作物残留試験の結果等から導き出した数値となりますので、こちらの本表のとおりとなります。

飼料中の最大残留濃度を推定する場合、穀類などについてはSTMRを使用することとなっております。

例えば、小麦の場合は作物残留試験の中央値SRMRの0.05を使用しております。

小麦の加工品であるふすまについては、加工係数5を掛けて0.25という数値を使用しております。

また、とうもろこしについては作物残留試験が確認できましたが、作物残留試験の結果から導き出した基準値案ではなく食品基準値と同じにした案としたため、基準値案の0.05を用いることとし、大麦、ライ麦及びえん麦については作物残留試験が確認できなかったため、基準値案の2を推定に用いることとしました。

残りの穀類等と牧草については表のとおりとなります。牧草については、穀類とは異なり、飼料中の最大残留濃度を推定する場合は、穀物残留試験の最大値を使用することとなっております。そのため、イネ科牧草は35.9、ライ麦やえん麦などの穀類茎葉は5.72、アルファルファは16.5を推定に使用しました。

こちらが先ほどお示しした数値を用いてOECD feed tableで推定した各飼料中の最大残留濃度と平均的な残留濃度となります。

乳牛用飼料と肉牛用飼料の最大残留濃度は、それぞれ32.7、19.22 mg/kg、平均残留濃度は、それぞれ18.1、11.4 mg/kgとなりました。

豚用飼料、採卵鶏用飼料、肉用鶏用飼料の最大、平均残留濃度はそれぞれ1.81、0.502、0.696 mg/kgとなりました。

次に、家畜残留試験の結果及び飼料中最大残留濃度から畜産物中の最大残留濃度を推定しました。評価書の31ページからとなります。

背景が水色の部分がこれまで御説明した家畜残留試験の結果を示したものとなり、背景が黄色の部分が飼料中最大残留濃度から推定した畜産物中の残留濃度となります。それぞれ残留濃度を推定した上で食品衛生法に基づく基準値と比較しました。

例えば、牛の筋肉の残留の推定の場合ですと、牛の家畜残留試験の結果より牛に40 mg/kgの濃度でシフルトリンを給与したときに0.03 mg/kg牛の筋肉に残留したという結果でしたので、今回推定した乳牛用飼料の最大残留濃度の32.7 mg/kgを与えた場合には、筋肉で0.027 mg/kg以下残留すると推定されました。いずれの部位の推定残留濃度も食品衛生法に基づく基準値より低い値となりました。

次に、暴露評価でございます。評価書の32ページからとなります。

暴露評価を行ったところ、ADIに対する比は最も高い幼小児でも19.7%であったことから、ヒトに健康影響を与える可能性は低いと考えられました。

まとめとなります。評価書の32ページです。

飼料中のシフルトリンの残留基準値について、見直し後の規制対象物質、基準値をまとめたものとなります。

飼料の規制対象物質はシフルトリン（各異性体の和）とし、飼料原料の基準値案についてはこちらの表に示したとおりとなります。

次に、御確認いただいた評価書案の修正及びコメント等に回答させていただきます。

まず、表紙につきまして、委員Bから日付の御指摘があり、令和6年から7年に修正を行っております。

次に、1ページ9行目につきまして、委員C、委員Dに御指摘いただき、「末梢」の文字を修正しています。

同じく1ページ12行目、ベータの表記につきまして、委員Eよりシフルトリンとフェニトロチオンの評価書で英語表記、ギリシャ文字表記の違いがあり、その違いについて何か決まりはあるのでしょうかとコメントを頂きました。今回表記に違いがありましたのは、それぞれ参照した評価書等にならった表記としていただめですが、現在、省令ではギリシャ文字表記で統一されていることから英語表記からギリシャ文字表記に修正しています。

次に、10ページ7行目につきまして、委員Fから分析機器について、TLCを使用していることは確認できましたが、GCとGC/MSを使っているかは分かりませんでしたとコメントを頂きました。こちらにつきまして、企業から提供いただいた資料を確認したところ、御指摘のとおり、GCとGC/MSは使用していなかったため記載を削除しています。

次に、14ページ8行目につきまして、委員Gよりこちらの閉じ括弧が抜けているという御指摘を頂き、修正をしています。

次に、14ページのとうもろこしの基準値案につきまして、委員Hより、食用のとうもろこしと飼料用のとうもろこしについては部位が異なるものと思います。これは茎葉部を含めた補正した数値でしょうか。それとも食用部位を単に飼料転用した場合を想定したものでしょうかとコメントを頂いております。

14ページから記載させていただいているとうもろこしの基準値案は、茎葉部を含まない子実のものとなります。そのため、食用部位を飼料転用した場合を想定した基準値案を記載しています。また、茎葉部を含む場合は牧草に該当し、牧草の基準値が適用されることとなります。

また、とうもろこしの基準値案につきまして、食用のとうもろこしが飼料に転用される可能性があることから食品衛生法に合わせることにし、0.2 mg/kgとしていましたが、食品衛生法のとうもろこしの基準値に誤りがありましたため、基準値案を2.2から0.05 mg/kgに修正をしています。

次に、17ページ、マイロの基準値案につきまして、委員Hより、牛体内、特に脂肪中での残留性が高いことから、米国の基準値3.5 mg/kgに合わせるのには高いのではないかとこの御意見を頂きました。

畜産物中の残留濃度の推定については、FAOマニュアルに示されている方法に準じており、最大飼料負荷量の計算にあつては、穀類の飼料についてはSTMRを用いています。なお、通常は穀類等についてはSTMR、牧草についてはHRを用いて最大飼料負荷量を求めますが、作物残留試験が確認できなかった場合や、食品の基準値に合わせることで推定された基準値案よりも高い基準値をつける際には、基準値案を最大負荷量の算出に用いることもあります。今回は、穀物残留試験のデータがあること、推定された基準値案よりも低い基準値をつけることから、通常どおり、マイロについてはSTMRを使用して最大負荷量を求めています。

そのため、今回は表33の値と我が国の家畜への飼料給与割合を用いて飼料中の残留濃度を算出しており、家畜の残留試験の結果から、シフルトリンが残留したマイロを家畜に給与しても、生産された畜産物は食品衛生法の基準値を超過するおそれは低いと考えました。

次に、23ページとなります。こちらの牧草の基準値案につきましても、委員Hより、牛体内での残留性が高いことから、米国の基準値50 mg/kgに合わせるのには高いのではないかと

基準値案を下げる方向への材料はないものではないかという御意見を頂いております。

先ほどマイロで御説明させていただきましたとおり、こちらにつきましてもFAOマニュアルに示されている方法に準じて畜産物中の残留濃度を推定しており、その結果からシフルトリンが残留したイネ科牧草を家畜に給与しても生産された畜産物は食品衛生法の基準値を超過するおそれは低いと考えました。

また、飼料中に最も高い濃度で残留すると仮定し、ワーストケースで試算したものであり、推定値を超える残留が実際の脂肪から検出される可能性は低いものと考えています。なお、農薬の使用方法に基づいた残留試験から推定された基準値は、70 mg/kgとより高いものであり、現在は基準値を下げることでできる作物残留試験のデータはない状況です。新しいデータが提出された際には見直しを検討したいと考えております。

次に、24ページの5行目になります。委員Hより下線部について、誤記ではないかという御指摘を頂き、修正を行っております。

次に、27ページ13行目になります。こちら、委員Fより下線部について、GC-ELCDではないかという御指摘を頂きました。参考文献6の薬事・食品衛生審議会の評価書を確認したところ、御指摘のとおりでしたので修正を行っています。

最後に、29ページ2行目となります。こちら、表の番号について、委員Fより御指摘を頂き修正を行っています。

シフルトリンについては、事務局から説明は以上となります。

○委員A それでは、審議に移りたいと思います。御意見、御質問等ございましたら挙手をお願いいたします。

なさそうでしょうか。

御意見等ないようですので、それでは、飼料中の農薬（シフルトリン）の成分規格の改正について審議した結果、原案のとおりとし、本小委員会の審議結果として分科会及び部会に報告させていただいてもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、続きまして、議事2、飼料中の農薬（フェニトロチオン）の成分規格の改正について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 本日はよろしくお願いいたします。

私からは、飼料中の農薬（フェニトロチオン）の成分規格の改正について説明をさせていただきます。お手元に資料3の御準備をお願いいたします。私の方、資料を共有させて

いただきます。

評価書案につきましては事前に委員の先生方に送付させていただきまして、内容を御確認いただいております。

まず初めに、評価書案の概要について、スライドにて全体の説明をさせていただきまして、続いて、委員の先生方から頂いたコメント、又は、事務局からお伺いしていた内容などについて紹介させていただければと思います。

それでは、飼料中の農薬、フェニトロチオンの成分規格の改正について説明させていただきます。

まず、飼料中の残留農薬については、食品衛生法でポジティブリスト制度が始まったときに輸入飼料原料から検出した事例がある農薬、畜産物への残留性が高い農薬などを選定しまして、平成18年に飼料安全法において基準値を暫定的に定めたところでございます。

その後、その暫定基準につきましては順次見直しを行っているところであります。フェニトロチオンの基準値につきましても現在暫定的な基準値となっているため、今回の基準値の見直しについて本日御審議をお願いするものとなります。

それでは、農薬フェニトロチオンの概要について説明させていただきます。

フェニトロチオンにつきましては、有機リン系化合物に属する殺虫剤でございまして、作用機構は昆虫体内に入った後、酵素の働きでオクソン体となり、コリンエステラーゼと結合することで酵素活性を低下させ、正常な神経伝達機能を阻害することにより殺虫効果を示すものと考えられている剤になります。

国内では稲や飼料用とうもろこしなどに適用があり、海外では、ブラジルなどで登録されているものとなります。

先ほど申し上げましたように、平成18年に飼料中の最大残留基準値を暫定的に設定したものであり、今般、農薬抄録、JMPRの評価書、食品健康影響評価結果などに基づきまして飼料中の基準値の見直しを行うものとなります。

こちらは、フェニトロチオンの国内外における残留基準について示したものになります。評価書につきましては、3ページに記載されている内容となりまして、国内におきまして、こちらに示しましたように、現在、食品の基準値よりも飼料中の基準値の方が低い状況となっております、今回、見直しを行うものとなります。

続きまして、代謝試験の結果となります。評価書の4ページからの結果となります。

まず、作物代謝試験の結果となりますが、水稻の試験におきまして、主要残留物質、

10%TRRを超えたものにつきましては、親化合物であるフェニトロチオン、代謝物としましてはG及びGcが認められております。

また、家畜代謝試験の結果におきましては、ヤギにおきまして10%TRR以上認められたものとして、乳汁中に代謝物Ca、K及びT、鶏の卵黄におきまして代謝物G及びGb、ウズラにおきましては、フェニトロチオン、代謝物Gなどが認められております。

可食部におきまして10%TRRを超えて残留した代謝物としましては、まとめますと、Ca、G、Gb、K及びTが認められた形となります。

続きまして、飼料中の主なフェニトロチオンの分析法をこちらのスライドで示させていただきます。飼料中の分析法、フェニトロチオンの分析法につきましては、飼料分析基準に定められておりまして、ガスクロマトグラフを用いた方法により、定量下限につきましては0.02から0.1の範囲の分析方法となっております。

一方、畜産物中のフェニトロチオンの分析法におきましても、GC/MSによる分析により定量下限といたしまして、筋肉、肝臓、腎臓、魚介類につきましては0.3 mg/kg、そちらの脂肪の部分については1.2 mg/kg、乳、卵及びハチミツにつきましては、定量下限が0.3ということになっております。

続きまして、規制対象物質、暴露評価対象物質になります。

規制対象物質、飼料安全法におきまして基準値の対象とする物質でございますが、植物代謝試験におきまして、飼料作物に係る主な残留物質はフェニトロチオン、代謝物G及びβ-グルコース抱合体のGcであったこと、また、先ほどお示ししましたように、飼料中のフェニトロチオンの分析法における分析対象物質につきましては、フェニトロチオンとなっていることから、規制対象物質としてはフェニトロチオンとすることが適当と考えられました。

また、暴露評価対象物質につきましても、家畜代謝試験におきまして、可食部の主な残留物質はフェニトロチオン、代謝物、Ca、G、Gb、K及びTであり、代謝物Gにつきましては、ラットにおいて認められ、代謝物Ca、K及びTはヤギの乳汁中で認められましたが、残留値は低いことから、暴露評価対象物質につきましてもフェニトロチオンとすることが適当と考えられました。

次に、作物残留試験の結果につきまして、表にして示させていただきます。

現行の飼料の基準値の見直し案も一緒に示させていただきますが、主に作物残留試験の結果も踏まえるとともに、十分なデータがないものにつきましては、Codex基準な

どを参照といたしまして基準値の方を見直す案とさせていただきます。

また、こちら、その他の飼料につきまして、大豆やてんさいについてですが、最大飼料負荷量の算出などにおきまして、STMRの値が必要となるため算出を行っております。記載のとおり、大豆につきましては0.01、てんさいにつきましては0.015 mg/kgとさせていただきます。

家畜残留試験の結果になります。評価書におきましては15ページ以降となります。

乳牛の試験におきまして、乳中のフェニトロチオン、代謝物B、C、G及びクリーム中の代謝物B及びGは定量限界未満であり、クリーム中で未変化のフェニトロチオン及び代謝物Cがそれぞれ最大0.01及び0.04認められました。組織中の残留は100 mg/kg飼料投与群の1頭の腎臓に代謝物Cが0.11 µg/g認められております。

鶏におきましては、組織中のフェニトロチオン、代謝物B及びGの残留量は定量限界以下で、卵に残留は認められませんでした。

畜産物中の残留濃度の推定になります。評価書の16ページからとなりますが、作物残留試験やMRL案の結果から飼料中の最大残留濃度の推定に用いる値といたしましては、本表のとおりとなっております。

こちら、引き続き穀類などにつきましても表のとおりとなっております。

先ほどお示ししました数値を用いまして、OECD feed tableで推定した各飼料中の最大残留濃度と平均的な残留濃度をこちらに示しております。

乳牛用飼料、肉牛用飼料の最大及び平均残留度につきましては17.4、18.7 mg/kg、豚用飼料、採卵鶏用飼料、肉用鶏用の飼料につきましては9.73、11.3、6.71という推定となりました。

次に、家畜代謝試験、先ほどの家畜残留試験の結果及び飼料中の最大残留濃度から畜産物中の最大残留濃度を推定しております。評価書の18ページからとなります。

背景が少し見づらいのですが、水色の部分がこれまで御説明した家畜代謝試験や家畜残留試験の結果から導き出された推定基準値を示したものになります。推定基準値と食品衛生法に基づく基準値を比較したところ、いずれの畜産物中の部位におきましても食品衛生法に基づく基準値を超過する値は認められませんでした。

次、暴露評価でございますが、評価書の19ページからとなります。

推定された残留値から暴露評価を行ったところ、ADIに対する比としまして、最も高い幼児におきましても74.9%であったことから、ヒトの健康影響に与える可能性は低いと

考えられました。

こちら、基準値案のまとめとなります。評価書の19ページとなります。

飼料中のフェニトロチオンの残留基準につきまして、見直し後の規制対象物質基準値案を示したものとなります。見直し案としましては、主にCodexの基準などを参照しましてこちらの表のとおりとなっております。

以上、評価書案の概要となりまして、引き続き、評価書案につきまして委員の先生方から頂いたコメント、また、事務局からのお伺いなどにつきまして御紹介させていただきたいと思います。

こちら、資料3、評価書案となります。

まず、評価書案の表紙につきまして、委員Bより、表紙の日付が令和6年ではなく令和7年となるように思いますので御確認いただければ幸いですとコメントを頂戴しております。御指摘のとおり、本日、令和7年3月14日ということで御指摘のとおり修正の方、行っております。

また、評価書案につきまして、事前に委員の先生方に御確認いただいております、委員I、委員D、委員H、委員A、委員G、委員J、委員K、委員L、委員C、委員Mより本評価書案につきまして、特に意見はありませんということを、コメントを頂戴しております。

また、続きまして、2ページになります。

評価対象物質の概要となりますが、2ページ目の1行目から「事務局より」になりますが、IUPAC名についてお伺いをしております。IUPAC名につきましては、抄録に記載された名称ではなく、PubChemのサイトを確認いたしまして記載を修正しております。こちらについて御検討のほどよろしく願いいたします。記載ぶりについて御検討いただければと思います。

また、2ページ目の国内外の飼料原料に対する基準値につきまして、表1にまとめておりますが、事務局の方でまず修正を1点行っております。

まず、食品の基準値につきまして、事前にお送りした資料では0.1ということでお送りしておりましたが、先月基準値の改正について告示が公表されまして、実際に適用される、施行される期日を踏まえまして記載の方を修正させていただいております。

また、6行目、下からの「事務局より」ボックスになりますが、Codexの基準値につきまして、JMPRの評価書におきましては、Cereal grainsのMRLについて、とうもろこしを除くとされているところです。

一方、CodexのMRLなどのリストが掲載されているホームページを確認しますと、とうもろこしを含む、Cereal grainsについて、MRLは6 mg/kgとの記載となっております。本評価書ではJMPRの評価書の記載に基づきまして、とうもろこしを除く案として記載をさせていただいております。こちらの記載につきましても御検討のほどよろしく願いいたします。

続きまして、動物の代謝試験、動物における代謝試験になります。ページとしまして、評価書の6ページになります。

25行目から鶏及びウズラの試験、代謝試験の結果を記載しておりますが、委員Fよりウズラの結果で、代謝物Gについて重複して書かれているように思いますとコメントを頂戴しております。

そちらにつきましては、次のページ、7ページの7行目と8行目、11行目と12行目に記載されているところですが、事務局でも確認しましたところ、同じ内容が重複しておりましたので、7行目、8行目の記載につきまして削除させていただきました。御確認をお願いいたします。

次に、事務局からですが、分析法の内容につきまして、ページでいきますと8ページからの畜産物の分析法になります。事務局からのお伺い、9ページ目の1行目からとなりますが、下線部、こちらの定量下限の下線部の部分になりますが、厚労省の分析法資料におきましては、こちらの測定限界の値が記載されているところになります。

今回、資料の方の分析法の記載にそろえまして、測定限界から事務局の方で定量下限の方を算出いたしまして評価書案に記載させていただいております。こちらの記載ぶりにつきましても御検討のほどお願いいたします。

続きまして、14ページの22行目からの作物残留試験のてんさいの試験結果になります。

7行目下のボックスに記載しておりますが、委員Eより、表15の体裁を整えてください、また、13ページの下段と14ページの2段目は同じものが表示されているのでしょうか、改ページしても表15は14ページ目においてもいいかとコメントを頂戴しております。

こちら、事前資料をお送りした際にコメントなど事務局の方で修正しておりましたが行ずれが起こっておりますが、御指摘いただきました点につきましては、表15も、こちらの2行のデータとなります。こちら、表15に記載している数値につきましては、別の試験結果を示しておきまして、また、審議資料におきまして、表がページをまたぐことがあります。審議終了後に表のページまたぎなどはないように可能な限り体裁を整えることとして

おります。

また、今回の評価書案、審議資料につきましても、可能な限り表のページまたぎがないように体裁の方を整えさせていただきました。御確認のほどをお願いいたします。

最後、まとめとなりまして、基準値案の方、こちらの表のとおりとなります。

以上、フェニトロチオンの評価書案の御説明となります。よろしくお願いいたします。

○委員A ありがとうございます。

それでは、審議に移りたいと思います。御意見、御質問等ございましたら挙手をお願いいたします。

ないようですので、飼料中の農薬（フェニトロチオン）の成分規格の改正について審議した結果、原案のとおりとし、本小委員会の審議結果として分科会及び部会に報告させていただいてもよろしいでしょうか。

○事務局 すみません、事務局になります。

申し訳ございません、評価書案につきまして、事務局からお伺いした点がございしますので、一応、その点、問題がないかを御確認させていただければと思います。

申し訳ございません、資料の方、もう一度共有させていただきまして、資料の方、御確認できますでしょうか。

まず、事務局の方でIUPAC名につきまして、抄録とは異なる形で、PubChemの方のサイトを確認いたしまして記載の方を修正させていただいております。こちら、記載の方、こちらでよろしいでしょうか。

○委員A 御意見ございますでしょうか。

これは多分問題ないと思います。

○事務局 かしこまりました。ありがとうございます。

それでは、評価書の方、記載、そのままとさせていただきたいと思います。

あと、2点目ですが、表1のCodexの基準値の取扱いですが、今回、JMPRの評価書に基づきまして、とうもろこしを除く形として注釈に記載させていただきました。こちらの方もJMPRの評価書を参照したということで、記載の方、このままでよろしいでしょうか。

○委員A 御意見ございますでしょうか。

ないようですので、そのままお進めいただきたいと思います。

○事務局 ありがとうございます。

最後にもう一点、御確認できればと思います。分析法のところにおきまして、畜産物の

分析法におきまして、厚労省の記載におきましては、測定限界の値が示されたところですが、事務局において定量下限の値を算出したしまして記載させていただいております。こちらの数値、記載ぶりにつきましても問題ないかどうか、御意見いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員A いかがでしょうか。

この場合は定量限界を示すのが適当だと私もと思いますが、御意見、いかがでしょうか。ないようですので、このままお進めいただければと思います。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、評価書につきましては、現記載の案をそのまま記載させていただければと思います。

事務局からの確認は以上となります。ありがとうございます。

○委員A ありがとうございます。

それでは、答申の手続を進めていただければと思います。

続きまして、事務局の方から報告事項等ございますでしょうか。

○事務局 事務局でございます。2点、連絡事項がございます。

1点目でございますが、冒頭御説明しましたとおり、本会議の議事録を公開することとしております。後日、事務局で案を作成いたしまして、委員の皆様にご確認いただきたいと考えていますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

2点目でございます。今回、飼料分科会において長きにわたり貴重な御意見を頂き、また、飼料安全の確保に多大な御尽力を頂きました委員Aと委員Mにおかれましては、本年4月をもって御退任されることとなりました。この場をお借りして御紹介させていただきたいと存じます。

委員Mにおかれましては、平成27年4月に農業資材審議会の専門委員に御就任いただきまして、農薬分析の専門家として飼料分科会家畜・養魚用飼料小委員会の審議において御尽力いただきました。

また、委員Aにおかれましては、食品化学の御専門家として平成27年4月より臨時委員として飼料分科会飼料安全部会及び栄養部会に御就任いただきました。令和3年からは委員として、また、令和5年からは当分科会の分科会長及び家畜・養魚用飼料小委員会の座長に御就任いただき、それぞれの部会等における審議に御貢献いただいたほか、議事の進行、取りまとめにも御尽力いただきました。

両分科会事務局より厚く御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

つきましては、代表して委員Aより御挨拶を頂きたいと思います。委員A、よろしくお願いいたします。

○委員A ありがとうございます。

委員M御欠席ということで、私の方から御挨拶申し上げたいと思います。

これまで食品化学あるいは水産化学といった分野からこの飼料分科会の中にメンバーに入れていただきまして、その間、COVID-19があったりとか、それから、私が体調不良等で委員の皆様や事務局の皆様に御迷惑をおかけいたしましたことをここでおわび申し上げます。

今後ともいろいろと、まだまだ検討すべきところも残っておりますので、引き続き御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○事務局 委員A、ありがとうございました。

連絡事項は以上となります。

○委員A それでは、本日の議事は以上となりますので、議事進行を事務局にお返しいたします。

○事務局 委員A、司会進行、ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては熱心に御議論いただき、誠にありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、家畜・養魚用飼料小委員会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。

午前10時56分閉会